

平成29年8月1日
関東信越厚生局

柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの中止について

柔道整復師の施術に係る療養費について、関東信越厚生局指導監査課及び埼玉県との共同による監査を実施した結果、下記のとおり柔道整復施術療養費（以下、「療養費」という。）の受領委任の取扱いを中止しましたのでお知らせします。

記

1 受領委任の取扱いの中止となる柔道整復師

施術管理者氏名	古閑 龍一郎（こが りゅういちろう）
生年月日	昭和34年7月12日
施術所名	こが接骨院
施術所所在地	埼玉県北本市本町6-273 スカイコーポ102号
開設者	古閑 龍一郎（こが りゅういちろう）

2 受領委任の取扱いの中止年月日

平成29年8月1日

（当該柔道整復師は、以後原則5年間は新たに療養費の受領委任の取扱いができない。
なお、開設者についても、以後原則5年間は新たに療養費の受領委任の取扱いができない。）

3 受領委任の取扱いの中止措置に至った経緯

保険者から当該接骨院の療養費の請求について疑義があるとの情報提供があり、個別指導を実施したが、正当な理由がなく個別指導の欠席を繰り返したため、監査を行うこととしたところ、平成29年1月30日、同年3月6日及び同年4月27日に行う予定であった監査においても正当な理由なく欠席を繰り返し、監査拒否をしたものと認められた。

このため、平成29年8月1日付で療養費の受領委任の取扱いを中止することとした。